

経 会 第 2 4 号

鉄 業 契 第 7 号

平成 1 5 年 1 0 月 1 日

改正 平 17.3.31 経会 692 号・鉄業契 55 号

平 17.10.31 鉄業契 16 号

平 26.3.27 経会第 140324001 号・鉄業契第 140324001 号

平 27.3.31 経会第 150326006 号・鉄業契第 150326004 号

平 29.3.27 経会第 170327014 号・鉄業契第 170327011 号

令 3.3.22 経会第 210322002 号・事監契第 210322010 号

本 社 内 各 長 殿

鉄道建設本部各地方機関の長 殿

理 事 長

競争参加者の指名基準について（通達）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構事務規程（平成 15 年 10 月機構規程第 78 号）第 35 条の規定に基づき競争に参加する者（以下「競争参加者」という。）を指名するに当たっての基準を下記のとおり定めたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、競争参加者の指名基準について（平成 8 年 12 月 27 日付け経契第 629 号・計積第 79 号依命通達）は、平成 15 年 9 月 30 日限り廃止する。

記

1 工事の請負契約

(1) 競争参加者の指名

契約担当役（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程（平成 15 年 10 月機構規程第 69 号）第 5 条第 1 項第 1 号に規定する契約担当役をいう。以下同じ。）は、工事（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構工事競争参加者資格確認取扱規程（平成 15 年 10 月機構規程第 140 号。以下 1 において「規程」という。）第 1 条に規定する工事をいう。以下同じ。）を指名競争に付そうとする場合は、当該工事の予定価格の等級に属する資格確認者（規程第 9 条第 1 項に規定する資格確認者をいう。以下 1 において同じ。）で発注予定工事の予定価格に相応するものの中から指名しなければならない。

(2) 競争参加者の指名の特例

- ア 契約担当役は、(1)にかかわらず、各等級区分に含まれる発注予定工事のうち、当該工事の予定価格が比較的小さく、技術的難易度が比較的低いものにあつては、競争に参加する者の全部又は一部について、当該等級の直近の下位の等級に属する資格確認者を指名することができる。
- イ 契約担当役は、(1)にかかわらず、各等級区分に含まれる発注予定工事のうち、当該工事の予定価格が比較的大きく、技術的難易度が比較的高いものにあつては、競争に参加する者の全部又は一部について、当該等級の直近の上位の等級に属する資格確認者を指名することができる。
- ウ 契約担当役は、(1)の資格確認者の数が少数である場合その他必要がある場合においては、発注予定工事の予定価格に応じ、直近の上位又は下位の等級に属する資格確認者を指名することができる。この場合において、(1)により指名する者がいないとき又は僅少であるときを除き、(1)により指名する者の数を競争に参加する者の数の2分の1以上としなければならない。
- エ 契約担当役は、試験工事若しくは災害その他の理由により緊急に施工する必要がある工事又は特別な技術を要する工事に係る請負契約については、(1)及びウ前段によるほか、当該工事の属する工事種類の資格確認者で2等級上位の等級に属する者を指名することができる。この場合においては、ウ後段の定めは適用しない。

(3) 指名基準

契約担当役は、競争参加者を指名しようとする場合は、次のアからクまでに掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の資格確認者に偏しないように努めなければならない。

- ア 不誠実な行為の有無
- イ 経営状況
- ウ 工事成績
- エ 当該工事に対する地理的条件
- オ 手持ち工事の状況
- カ 当該工事施工についての技術的適性
- キ 安全管理の状況
- ク 労働福祉の状況

2 役務の請負契約

(1) 競争参加者の指名

契約担当役は、役務（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構役務競争参加者資格確認取扱規程（平成15年10月機構規程第141号。以下2において「規程」という。）第1条に規定する役務をいう。以下同じ。）を指名競争に付そうとする場合は、資格確認者（規程第9条第1項に規定する資格確認者をいう。以下2において同じ。）の中から、当該業務の予定価格等を勘案して指名しなければならない。

(2) 競争参加者の指名の特例

契約担当役は、役務の内容により特にやむを得ない事情があると認めた場合は、資格確認者以外の者を指名することができる。

(3) 指名基準

契約担当役は、競争参加者を指名しようとする場合は、次のアからキまでに掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の資格確認者に偏しないようにしなければならない。

ア 不誠実な行為の有無

イ 経営状況

ウ 業績成績

エ 手持ち業務の状況

オ 当該業務における技術的適性

カ 安全管理の状況

キ 労働福祉の状況

3 物品購入等の契約

(1) 競争参加者の指名

契約担当役は、物品購入等（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構物品購入等競争参加者資格確認取扱規程（平成 15 年 10 月機構規程第 79 号。以下 3 において「規程」という。）第 1 条に規定する物品購入等をいう。以下同じ。）を指名競争に付そうとする場合は、資格確認者（規程第 9 条第 1 項に規定する資格確認者及び全省庁統一資格を有する者をいう。以下 3 において同じ。）の中から指名しなければならない。

(2) 指名基準

契約担当役は、競争参加者を指名しようとする場合は、次のアからカまでに掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注状況を勘案し、指名が特定の資格確認者に偏しないように努めなければならない。

ア 不誠実な行為の有無

イ 経営状況

ウ 製造成績、納入成績及び役務提供等成績

エ 当該物件の製造若しくは納入又は役務提供等に対する地理的条件

オ 製造又は役務提供等業務にあつては、手持ち業務の状況

カ 製造業務にあつては、当該物件の製造についての技術的適性

4 運用基準

1 から 3 までの運用基準は、それぞれ別紙 1 から別紙 3 に掲げるとおりとする。

別紙 1 (本文 1 関係)

工事請負契約に係る指名基準の運用基準

指名基準の留意事項	
1 不誠実な行為の有無	<p>以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成 15 年 10 月機構規程第 83 号。以下「指名停止等措置要綱」という。)に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>(2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)が発注した工事(以下「機構発注工事」という。)に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから契約の相手方として不相当であると認められること。</p> <p>ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に契約の相手方が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により契約の相手方の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>(3) 警察当局から、機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに契約の相手方として不相当であると認められること。</p>
2 経営状況	<p>会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされ、一般競争(指名競争)参加資格の再審査に係る認定を受けていない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は、指名しないこと。</p> <p>なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないこと。</p>
3 工事成績	<p>(1) 機構発注工事について、別に定めるところにより評価された工事成績(以下「工事成績」という。)の平均が過去 2 年連続して 60 点未満である場合は、指名しないこと。</p> <p>(2) 工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 機構発注工事について、工事成績の平均が過去 2 年連続して 80 点以上であること、表彰状又は感謝状を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</p>
4 当該工事に対	<p>本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事实績等からみ</p>

する地理的条件	て、当該地域における工事の施工特性に精通し、工事種類及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。
5 手持ち工事の状況	当該地域における工事の手持ち状況からみて、当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。
6 当該工事施工についての技術的適性	以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。 (1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。 (2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。 (3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。 (4) 発注予定工事種類に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。
7 安全管理の状況	(1) 指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないこと。 (2) 機構発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに契約の相手方として不適当であると認められるときは、指名しないこと。 (3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。 (4) 機構発注工事について、過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。
8 労働福祉の状況	(1) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が機構に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに契約の相手方として不適当であると認められるときは、指名しないこと。 (2) 機構発注工事について、独立行政法人勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を締結していないかどうか又は証紙購入若しくは貼付が不十分かどうかを総合的に勘案すること。 (3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

別紙 2 (本文 2 関係)

役務請負契約に係る指名基準の運用基準

指名基準の留意事項	
1 不誠実な行為の有無	<p>以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 指名停止期間中であること。</p> <p>(2) 機構が発注した役務（以下「機構発注役務」という。）の請負契約に関し、当該役務に係る秘密保持を怠る等契約の履行が不誠実であり、当該状態が継続していることから契約の相手方として不適当であると認められること。</p> <p>(3) 警察当局から機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに契約の相手方として不適当であると認められること。</p>
2 経営状況	<p>会社更生法に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は、指名しないこと。</p> <p>なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないこと。</p>
3 業務成績	<p>(1) 役務成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(2) 表彰状又は感謝状を受けている等役務の成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</p>
4 手持ち業務の状況	<p>役務の手持ち状況からみて、当該役務を実施する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
5 当該業務における技術的適性	<p>以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該役務と同種又は類似の役務について相当の実績があること。</p> <p>(2) 当該役務の遂行に必要な設計、調査等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の類似の役務について実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該役務の作業条件と同等と認められる作業条件の役務について実績があること。</p> <p>(4) 当該役務の業種区分に応じ、必要と認められる有資格職員が確保できると認められること。</p> <p>(5) 公募型競争入札方式及び簡易公募型競争入札方式の場合においては、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）その他の登録規程に基づく登録状況及び配置予定の技術者が</p>

	適正であること。
6 安全管理の状況	<p>(1) 指名停止期間中である場合は、指名しないこと。</p> <p>(2) 機構発注役務について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに契約の相手方として不適当であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
7 労働福祉の状況	<p>(1) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が機構に対してあり、当該状況が継続している場合であって、明らかに契約の相手方として不適当であると認められるときは指名しないこと。</p> <p>(2) 労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰状を受けている等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分に尊重すること。</p>

別紙3（本文3関係）

物品購入等の契約に係る指名基準の運用基準

指名基準の留意事項	
1 不誠実な行為の有無	<p>以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 指名期間停止中であること。</p> <p>(2) 機構が発注した物品購入等の契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから契約の相手方として不相当であると認められること。</p> <p>ア 物品等製造請負契約書、物品等売買契約書等に基づく措置請求に従わない等契約の履行が不誠実であること。</p> <p>イ 一括下請、代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により契約の相手方の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>(3) 警察当局から、機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに契約の相手方として不相当であると認められること。</p>
2 経営状況	<p>会社更生法に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は、指名しないこと。</p> <p>なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないこと。</p>
3 製造等の成績	<p>以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該物件の製造若しくは納入又は役務提供等と同種又は類似の契約（以下「当該業務」という。）について相当の実績があること。</p> <p>(2) 当該業務の成績（納入期限、検収結果等）が優良であること。</p>
4 当該物件の製造等に対する地理的条件	<p>本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での施行実績等からみて、当該地域において当該物件の製造若しくは納入又は役務提供等を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
5 手持ち業務の状況	<p>当該物件の製造又は役務提供業務と同種又は類似の契約状況からみて、当該物件の製造又は役務提供業務を円滑に実施できる能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
6 当該物件の製	<p>以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p>

造についての 技術的適性	(1) 当該物件の製造に必要な施行管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の物件の製造実績があること。 (2) 当該物件の製造に必要な特殊技術の開発実績、施行実績等があること。 (3) 当該物件の製造に必要な特殊施設等を保有していること。 (4) 当該物件の製造に必要な技術職員が確保できると認められること。
-----------------	--